

平成 17 年 5 月 27 日

金融庁 検査局総務課 御中

全 国 銀 行 協 会

**「金融検査に関する基本指針（案）」に対する  
全銀協意見書について**

今般、当協会では、平成 17 年 4 月 28 日付「金融検査に関する基本指針（案）」に対する意見書を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 別 紙

「金融検査に関する基本指針（案）」に対する全銀協意見書について

今般、「金融検査に関する基本指針（案）」に対する意見を下記の通りまとめました。何卒ご高配賜りますようお願い致します。

### 記

#### 1. -3(3) 効率性の原則（3頁）

検査等は、各金融機関の経営実態に応じて、検査頻度、検査範囲等のメリハリをつけつつ、重点的・機動的に実施するとあるが、検査頻度や検査範囲、検査深度等について具体的な内容を明示頂きたい。

#### 2. -2 検査基本方針及び検査基本計画（7頁）

総合検査・部分検査を機動的・効果的に活用し、メリハリのある検査の実施に努めるとあるが、部分検査であっても、金融庁ホームページにて検査実施中の金融機関として公表されるため、頻度によっては風評面での影響が懸念される。従って、部分検査の活用等については、風評等による市場規律への影響等も十分配慮した対応が必要である。

#### 3. -3-2(1) 検査命令書等の提示（9頁）

無予告で実施する立入検査における身分証明書の提示について、立入時には身分証明書の提示に関する記載が行われているが、立入中、関係人の請求があったときについての記載がなされていない。一方、予告を行う立入検査の場合には、立入中、関係人の請求があったときに身分証明書の提示が定められている。従って、無予告で実施する立入検査について、立入中、関係人の請求があった際の身分証明書の提示についても記載が必要である。

#### 4. -3-2(2) 内部監査との関係（9頁）

検査の効率化を図る際に、有効に機能しているかどうかの判断基準、留意点等を明示いただきたい。

また、内部監査の有効性を確認する項目として、「八. 立入当初の検証結果」とあるが、より具体的に明示いただきたい。

5 . -3-2 ( 5 ) 検証 ( 11 頁 )

被検査金融機関との間における「双方向の議論」が重要であるとされているが、特に重要な視点であり、運用の徹底をお願いしたい。

また、前年度の全検査結果から抽出された主な検証ポイントを毎年の検査基本方針に併せて公表し、次回の金融検査マニュアル更新時に反映いただきたい。

6 . -3-2 ( 6 ) 実地調査 ( 12 ~ 13 頁 )

「実地調査の実施に当たっては、検査が被検査金融機関の任意の協力に基づくものであることに留意し」とあるが、あえて「任意の」を記載している根拠を示していただきたい。

また、閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す場合には、管理簿などで適切に管理するとあるが、持ち出しに際しては、被検査金融機関と持ち出し書類の確認を行う体制が必要である。

7 . -3-2 ( 9 ) その他の留意事項 ( 14 頁 )

「被検査金融機関からの申出による立入検査への第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合を除き、これを認めない。」と規定しているが、「第三者立会い」とは、どのようなどういった場合を想定しているのか、また、「第三者」とは、銀行の利益を代表して発言を行うどのような立場に立つ者か等、その定義を明確にしていきたい。

また、就業時間外の質問等について「原則として就業時間内に行うが、やむを得ず主任検査官が必要と判断した場合であって、相手方の了解を得た場合は、この限りではない」とあるが、形骸化を防ぐため、(金融機関側の事情で就業時間外となる場合を除き)都度書面にて金融機関の了解を得る形としていただきたい。

8 . -3-3 ( 1 ) 意見申出制度 ( 16 頁 )

意見申出は金融機関が書面にて行うものであり、審理会の審理結果およびその判断根拠を意見申出金融機関に対して書面にて通知いただきたい。

9 . -3-3 ( 2 ) 検査結果通知の交付等 ( 16 頁 )

「検査結果通知書の交付は、原則として、立入終了後、概ね 3 ヶ月以内を目処に行う」とあるが、当局としての正式な検査結果を早期に認識することが望ましいことから、「原則 3 ヶ月以内」としていただきたい。

10. -4(4) 検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い(18頁)

会計監査人等に対して、検査関係情報及び検査結果通知書の内容を開示する必要が生じるが、会計監査人等については、法令等において守秘義務が課されているほか、通常、守秘義務条項が記載された契約を締結しており、実務的な負担を軽減するためにも、包括的な事前承諾の許容を検討願いたい。

11. -5(2) 日本銀行との連携(18頁)

「検査等の実施に当たっては、日本銀行が実施する考査との間で、適切な連携の確保に十分配慮する」とあるが、具体的に何を連携するのか明示して欲しい。なお、こうした連携については、オフサイトモニタリングも含めて、さらに幅広い検討が必要である。

12. 別紙2 1. 検査モニター制度の改善

検査モニター制度の実効性を確保するためには、検査官と面談した職員から意見聴取することも必要だが、電子メール等により意見を受け付けるオフサイト検査モニターだけではなく、オンサイト検査モニターの一つとして、検査官と面談した職員に対するアンケート実施も検討願いたい。

以上